

新型コロナウイルス感染症にかかる
教職員が罹患者及び濃厚接触者となった場合の取扱いについて（第4報）

教職員が新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑い並びに濃厚接触者となった場合の取扱いについて、厚生労働省のPCR検査の相談の目安が見直されたことにより、患者疑いについて対象となる症状を改正しております。なお、出勤禁止に該当する場合は速やかに人事課にご連絡下さい。

出勤禁止となった場合は、私学事業団私傷病手当金、学院特別補助、特別休暇により、給与を補償します。なお、緊急時等において、出勤禁止期間中に電話やメールにて、業務連絡を行う場合があります。体調に不調が無い場合はご協力いただきますようお願いいたします(年次有給休暇期間中はこの限りではありません)。

患者 (確定診断あり)	出勤禁止とし、私学事業団私傷病手当金の給付金と学院特別補助により、給与を補償する。
患者疑い <u>発熱等の風邪症状がある場合</u>	<p>自宅待機を要請し、年次有給休暇等の取得を励行します。</p> <p><u>※次のいずれかに該当する場合は、速やかに帰国者・接触者相談センターに相談してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</u> ・<u>重症化しやすい方や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</u> ・<u>上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合</u> <p><u>*別添(2020年5月8日厚生労働省発表)の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安」を参照ください。</u></p> <p>※濃厚接触者については、即出勤禁止とし、特別休暇扱いとする。</p>
濃厚接触者であるが症状がない (検査中も含む)	<p>保健所（都道府県知事）が濃厚接触者を特定し、その対象となった場合は、陰性が確定するまでの期間は、出勤禁止とし、特別休暇扱いとする。</p> <p>※保健所による濃厚接触者の管理が終了した場合には、濃厚接触者の基準と対応を再検討する必要がある</p>

※いずれも、陰性が確定するまでの期間とします。

※この取扱いは直接雇用している教職員を対象とします。業務委託、派遣職員の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、上記に該当する場合は、出勤を控えて頂くようお願いいたします。

※当面の間は本取扱いを適用します。なお、取扱いに変更があった場合は別途お知らせいたします。

2020年5月14日

総務部人事課 TEL:823-3217 メール: per-son@seinan-gu.ac.jp